

別表

No.	第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
(1)	<p>非接触型等運営事業 経理業務、取引業務、保管・輸送業務、品質管理業務における非接触型業務運営、非接触型業務運営を前提とした経営管理、従業員や顧客の感染予防の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インボイス発行のシステム化、データ交換等の推進等 ・受発注のシステム化、キャッシュレス化の推進等 ・共同配送・自動検品システム、自動搬送機の導入等 ・HACCPに対応した記録管理の自動化等の推進、品質管理に関する各種認定制度取得等 ・経営相談、コンサルタント等による業務改善提案等の実施 ・サーモカメラ、アクリル板等の設置等 	<p>事業に係るシステム等開発費、機器等購入費、ECサイト開設等に要する経費、各種認証等の取得に要する経費、相談等に要する経費、委託費等</p>	<p>1/2 以内</p> <p>※補助金の上限 1 事業実施者あたり 100 百万円</p> <p>また、(1)事業実施者が直接行う取組は 100 百万円、(2)事業実施者の構成員が個別に行う取組について 1 構成員あたり 10 百万円を上限とし、(1)、(2)の取組を組み合わせる事業であっても合計で 100 百万円を上限とする。</p>
(2)	<p>アフターコロナ需要獲得事業 アフターコロナを見据えた需要を維持・拡大するための取組 なお、専ら卸売に係る業務と一体で行う消費者向け販売の業務を妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品・サービスの開発 ・食品加工機器、冷蔵庫、冷凍車・冷蔵車などの車両等の導入 ・コンベアローラー、小分け器、ラベル貼付機等の導入 ・ECサイト等の導入・開設、食材宅配・ミールキットの開発、配送システム等の開発 ・販売促進活動の実施 ・経営相談、コンサルタント等による業務改善提案等の実施 	<p>事業に係る原材料費、システム等開発費、機器等購入費、ECサイト開設等に要する経費、各種認証等の取得に要する経費、販売促進活動費、相談等に要する経費、委託費 等</p>	